

## 【概要】

障害者雇用促進法第7条に基づき、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となるべき方針について厚生労働大臣が策定するもの。

## 【具体的事項】

- ・第1 障害者の就業の動向に関する事項
- ・第2 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項
- ・第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項
- ・第4 障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

## 【方針の運営期間】

- ・現行方針：平成21～25年度（4年＋法改正を見据え1年延長）
- ・改正方針：平成26～29年度（4年）

※ 「第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項」については、改正障害者雇用促進法の合理的配慮の提供義務に係る規定の施行に際し（平成28年4月）、一定の整理を行う予定。